

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘匡

奈良県教育委員会規則第五号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和五十一年三月奈良県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（特別支援学校の就学該当者でないと料されるものについての通知）

第十五条の三 令第六条の三第一項の規定によるその住所の存する市町村の設置する小
学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときの通知は、第
五号様式の二によるものとする。

第十六条中「令第十一条」の下に「第一項」を加え、「視覚障害者、聴覚障害者、知
的障害者、肢体不自由者及び病弱者」を「認定特別支援学校就学者」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2

第 号
年 月 日

奈良県教育委員会 殿

学校名
校長名



特別支援学校の就学該当者でないと
思料されるものについて（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名		性別	
生年月日	年 月 日		
部及び学年	部 第 学年		
該当者でないと 思料される 理由			
保護者氏名			
現住所	〒		
備考	年 月 日（転出）		

第六号様式中「第11条」を「第11条第1項」に、「下記のとおり」を「学齢簿謄本を添えて、下記の者を認定特別支援学校就学者として」に改める。

第七号様式の二及び第八号様式を次のように改める。

第7号様式の2及び第8号様式 削除

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。